

飛驒市告示第96号

地方自治法第102条第3項の規定により、下記のとおり平成27年第3回飛驒市議会臨時会を招集する。

平成27年5月19日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日時 平成27年5月26日（火） 午後1時30分
- 2 場所 飛驒市役所 議事堂
- 3 不議事件
 - (1) 損害賠償額の決定について
 - (2) 飛驒市土地開発公社経営状況等の報告について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（飛驒市税条例等の一部を改正する条例）
 - (4) 財産の取得について（スクールバス）
 - (5) 住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修（建築）工事の請負契約の締結について

平成27年第3回飛騨市議会臨時会議事日程

平成27年5月26日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告第2号	損害賠償の額の決定について
第4	報告第3号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
第5	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
第6	議案第80号	財産の取得について(スクールバス)
第7	議案第81号	住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修(建築)工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	報告第2号	損害賠償の額の決定について
日程第4	報告第3号	飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について
日程第5	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
日程第6	議案第80号	財産の取得について(スクールバス)
日程第7	議案第81号	住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修(建築)工事の請負契約の締結について

○出席議員(16名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	福菅	村藤	和武	彦彦
5番	菅内	田沼	明良	郎次
6番	森欠	海下	真	員子
7番	谷天	口木	希	男徳
8番	葛山	谷下	幸寛	博文
9番	池山	田	博寛	文一
10番	籠	山	恵美	子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川本	幸重	一昭
教育長	野小	村倉	孝久	文徳
会計管理者	野石	村腰		豊
総務部長	水	上	雅	廣
財政課長	柏	木	雅	行
教育委員会事務局長	谷	澤	敦	子
企画商工観光部長	藤	井	義	昌
環境水道部長	川	瀬	智	彦
市民福祉部長	沢	之		光
農林部長	川	上	清	秋
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	司香

(開会 午後 1 時 3 0 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から平成 2 7 年第 3 回飛騨市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により 3 番、田中清安君、4 番、洞口和彦君を指名いたします。

◆日程第 2 会期の決定

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 5 月 2 6 日、1 日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 5 月 2 6 日、1 日限りと決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。

去る 3 月 3 1 日、高原邦子君から、私事都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 1 2 6 条の規定によりまして (同日 3 月 3 1 日) 許可いたしましたから報告いたします。

それではここで市長より今臨時会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (葛谷寛徳)

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[市長 井上久則 登壇]

△市長 (井上久則)

御苦労さまでございます。本日、平成 2 7 年第 3 回飛騨市議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは早速でございますが、今臨時会に提案をいたしております案件につきましてご説明を申し上げます。

今回は、報告案件が2件、承認案件が1件、財産の取得が1件、請負契約の締結が1件、でございます。

まず、報告案件は、損害賠償の額の決定について並びに飛騨市土地開発公社経営状況等の報告でございます。承認案件につきましては、飛騨市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認でございます。議案は、即決議案としてお願いをする案件としてスクールバス更新購入の財産取得について、神岡振興事務所耐震補強・内部改修（建築）工事の請負契約の締結についてでございます。以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言を終わります。

◆日程第3 報告第2号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第2号、損害賠償の額の決定について、を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

報告第2号について説明をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

発生日時・場所ですが、平成27年2月1日、午前0時00分頃、飛騨市神岡町東町地内、市道西里橋詰、坂巻線。事故の概要ですが、飛騨市神岡振興事務所基盤環境水道係所属臨時職員が、除雪機により神岡町内市道西里橋詰～坂巻線の除雪作業を行っていたところ、排土板が道路側溝グレーチングに引っ掛かった反動で同除雪機が横滑りしたため、市道沿い民家に接触し、同民家の玄関外壁を損傷させた。ものでございます。相手方は、飛騨市神岡町地内の市民の方でございます。

事故の種類は物損事故で、相手方損害額は、34万5,600円です。市の過失割合は100%で、損害賠償額につきましては、34万5,600円でございます。専決処分は平成27年5月11日、専決第5号でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

当局のこういうことがこれまでも何度もありますし、防げない事故もあると思うの

で、それなりに保険の会社と対応していると思うんですけども、今回のこの事故に対して、市としては、この事故をどういうふうに見受け止め、どのような判断をしてこういう飛騨市が100%、保険で対応するという結果にしたのかというそのあたりをね。今まで聞いたことがないんですよ。そういうことをね。ちょっと一度、そういう今回のこの事故の対応でいいので、市としてはこれをどういうふうに見分析して、検証して、これは市として100%保険で対応すべきだなどと決断したというあたりの経過をちょっと教えてください。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。発言の趣旨が理解できないところがありますが、私どものほうで、100、0と査定をいたしましたのは、これは、間に入っております保険会社の判断でございます。

なおですね、これが全部保険金の対象となったということにつきましては、市はこういう事故に対して保険を適用すべく保険会社に保険契約を結んでいますので、全額、保険の対象として補てんをしていただくように請求をさせていただいたものでございます。

○17番（籠山恵美子）

質問の趣旨がちょっと理解できないということだったので、どの部分が理解できないのか聞いてもらってもいいんですけども、これまでも何度もありますよね。当然、防げない事故というのは、あると思いますよ。だけれども、こういう公用車の車両事故に関しては、私、前にも何度も言っていますけれども、結局、飛騨市が100%いつでも持っていますよね。他の問題に関しては、そういうことになっていないということなので、保険会社が当然、「市が100%持つべきですよ」というような対応であるとする、私達が自分の車を運転して、事故が起きた時の対応というのはかなり厳しいですからね。相当なことではないと相手方には、私が例えばぶつけちゃったとしたって相手の方が、100%持つてもらおうということはないので、そのあたりの仕組みってものは、どういうふうな仕組みになっていて。行政の保険と民間の保険は何か違いがあるのであれば、改めて教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私が、質問の趣旨が分からないと申し上げましたのは、この事故をどのように総括するかというようなご質問でございましたので、100、0とか負担割合のご質問なのか、これを受けて職員の安全教育ということのご質問なのかということが分からなかったものですから、趣旨が分からないということで発言をさせていただきましたが、保険割合というようなことではございますので、これは、どういう事故でもそうではございますが、最終的には保険会社が入っていただいて、相手方と示談交渉する中で、100、0になるとか、90の10になるとかという負担割合が決定するわけでございます。

従いまして、ここに市の担当者が入りまして負担割合を交渉するというのではなくて、あくまで保険会社の判断ということでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

これで、質疑を終結いたします。以上で、報告第2号を終わります。

◆日程第4 報告第3号 飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、報告第3号、飛騨市土地開発公社経営状況等の報告について、を議題といたします。説明を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、報告第3号について説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により飛騨市土地開発公社平成26年度事業報告及び決算に関する書類並びに平成27年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり報告する。

1ページをお願いいたします。平成26年度事業報告書になります。これは、5月19日の理事会において承認をされたものでございます。平成26年4月1日より平成27年3月31日までの事業の概要について次のとおり報告します。

総括事項ですが、平成26年度の飛騨市土地開発公社事業は、引き続き飛騨市が主要な過疎化対策として位置付ける鮎ノ瀬団地の売却事業に取り組みました。売却対象地は、平成19年5月から分譲開始した27区画のうち残りの4区画、第二期分については、平成20年4月7日から分譲を開始した29区画のうち残りの9区画であります。

平成26年度においては、従来の新聞折込にチラシの他、宣伝広報の促進に取り組みました。売却状況については、第一期分の1区画を714万円で売却処分を行いました。購入者は子育て世代の市内居住者であり、定住促進に一定の効果を上げることができ、平成26年度末の未処分区画は、12区画となりました。

当期における損益計算では、土地造成事業原価、販売費及び一般管理費等を差し引いて124万5,000円の当期純利益を計上し、当期末の完成土地の保有高は3,467.23平方メートル、金額として6,059万9,496円であります。なお、当公社は固定負債を有しておらず、健全経営を確保いたしております。

次ページをお願いいたします。理事会の状況でございますけれども、ご覧のように2回開催をしております。監査の実施状況につきましては、平成25年の決算について昨年5月13日に監査を受けております。

次ページをお願いいたします。平成26年度決算報告書です。収益的収入及び支出。

収入では、第1款第1項、土地造成事業収益として1区画分714万円、それから第2款第1項、受取利息、これは定期預金の利息でございます。第2項、雑収益。電柱の

占用料、電話柱の共架料を収入いたしております。収入後の合計で726万円。支出では、第1款第1項、土地造成事業原価として531万6,913円。第2款第1項、販売費及び一般管理費として、69万8,202円。これは、報酬、広告料、委託料、それから負担金などがございます。支出の合計としては、601万5,115円となりました。この決算の監査につきましては、平成27年5月15日に受けております。監査報告書を13ページ、14ページに掲載をしております。

次ページをお願いいたします。平成26年度損益計算書です。事業収益は、714万円。事業原価は、531万6,913円。販売費及び一般管理費は69万8,202円。事業外収益は、12万600円。当期純利益は124万5,485円となり、準備金の合計では1億3,224万243円となりました。

次ページをお願いいたします。平成26年度貸借対照表ですが、資産の部は流動資産のみで、1億4,274万0,243円。少し補足をいたしますけれども、この中に事業未収金が計上しております。これは、3月31日までに契約保障金、譲渡価格の1割相当分がございますけれども、納入金を受け、3月の27日に譲渡契約を締結をさせていただきました。残金の入金が4月以降ということになりましたので、これは4月の2日に入金をしておりますけれども、なったことにより3月31日現在で未収として計上をさせていただいておりますのでよろしくをお願いいたします。

負債は無く、資本の部は資本金と準備金で1億4,274万243円。負債資本合計が、同額の1億4,274万243円となりました。

次ページをお願いいたします。平成26年のキャッシュ・フロー計算書ですけれども、右列の下側4番目、現金及び現金同等物の増加額ですけれども13万6,398円ということで、現金及び現金同等物の期末の残高は7,571万4,747円となります。これにつきましては、7,000万円は定期預金。571万4,747円は、普通預金として保管をいたしております。

次ページをお願いいたします。平成26年財産目録ですけれども、ご覧のとおりでございます。

以下、8ページから12ページにつきましては明細を記しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。平成27年度事業計画になりますが、これは平成27年3月20日の理事会で承認を受けております。土地の売却事業として平成27年度は一期分1区画、二期分1区画の売却の予定をしております。なお、この3月20日の理事会時点では、先ほど申し上げましたように平成26年度決算で説明をいたしましたけれども、1区画の売却については譲渡契約の締結に至っておりませんでしたので、本表の備考欄をご覧いただきたいと思っておりますけれども、残り区画が13区画となっております。従いまして以降の損益計算書、予定貸借対照表についても平成26年度の事業収益は0円ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、参考までに平成27年度に入りまして、1区画の分譲の成約をできております。

次ページをお願いいたします。平成27年度予算。総則第1条、平成27年度飛騨市土地開発公社の予算は次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款第1項、土地造成事業収益、第2款第1項、受取利息、第2項、雑収益の収入合計で1,591万2,000円。支出、第1款第1項、土地造成事業原価、第2款第2項、販売費及び一般管理費第3款第1項、予備費の支出の合計として、1,499万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。平成27年度の予算実施計画書ですけれども、この内容につきましては、予算説明書によって説明をさせていただきますので、23ページをご覧いただきたいと思っております。平成27年度予算説明書ですけれども、収入は第1款、事業収益に節の1として鮎ノ瀬団地の売却収益2区画分、1,577万円を計上いたしております。支出のほうでは、第1款、事業原価に同じく鮎ノ瀬団地売却原価として2区画分1,241万円。それから第2款、販売費及び一般管理費のところでは、報酬、それから需用費、次ページになりますけれども、役務費、広告宣伝費、委託料、負担金というようなものを計上させていただきました。

18ページに戻っていただきたいと思っております。平成27年度資金計画ですが、受入資金として、事業収益、受取利息、雑収益、前年度繰越金を計上し、支払資金として、販売管理費及び一般管理費を計上しました。差引8,883万3,247円の計画でございます。

次ページをお願いします。平成26年度予定損益計算書になりますが、先にも述べましたように、事業収益はなく、準備金合計は1億3,041万7,156円でございます。

次ページをお願いします。平成27年度予定損益計算書になります。当期の純利益は142万3,312円で、準備金の合計として、1億3,184万468円を計上しております。

次ページをお願いいたします。平成26年度予定貸借対照表ですが、資産の部は流動資産のみで、1億4,917万156円、負債はなく、資本の部は、資本金、準備金合計で1億4,917万156円。負債資本合計で、1億4,091万7,156円となります。

次ページをお願いいたします。平成27年度予定貸借対照表ですが、資産の部は流動資産のみで、1億4,234万468円。負債はなく、資本金、準備金合計で1億4,234万468円。負債資本合計で、1億4,234万468円を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（籠山恵美子）

今、数字だけの説明いただきましたけれども、基本的に26年度の実績を踏まえて、27年度の事業計画というものをどのように組み立てたのか。それは、26年度の検証から何を27年度にそれを継続したのか。あるいは、26年度の実績を基に失くしたのかあたりの政策的な説明をお願いします。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。平成26年度におきましては、前年度からの振り返りもありまして先に述べましたけれども、広告のほうで雑誌の掲載などもしながら、より有効な広告の仕方ということで考えさせていただきました。それも時期をです、8月のお盆の帰省の最中に皆さんに目にふれられるような形で掲載をさせていただいたというようなこともございます。

それから、来年度につきましても、その時点ではまだ成約等がありませんでしたが、年度末になってから先ほども言いましたけれども、1件の成約があったと。年度をまたぎまして、もう1件成約もできたというような状況になっておりますので、効果としてはぼちぼちできておるのかなというふうに認識をしておりますけれども、次年度27年度につきましても、これは理事会の中でもご意見をいただきましたけれども、現在、お住みの方々の意見も参考にしながら、そういった方々からのPRもしていただければどうかというようなことも意見として出されておりますので、そういったことを検討させていただきながら、もう少しより効果的な広告宣伝というようなものを行っていきたいと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

理事会からの意見というようなものを具体的に教えてください。つまり、土地をどういうふうに活用するかということについては、土地開発公社というものについては、要するに、行政として市長がどういうふうに市の市有地を活用してもらおうかということについては、分離をして、副市長が理事長になって、独立させてやっているわけですね。だから、そういう意味で、市当局の土地利用計画と、それを受けて開発公社でどういうふうにやるかとなると考え方も違うかもしれないと思うんですね。

理事会っていうものには、具体的にどういう意見が出て、それと市当局の意見をどうすり合わせて、27年度に反映したのか具体的に聞かないと。議員は市民の代表ですからね。そんな専門的なことは分からないですよ。市民全体がなるほどなど。私たちの税金を使って買った土地をどういうふうに利用しているかっていうのを土地開発公社でどういうふうに活用しているのかなということ、どう計画を立ててやろうとしているんだということはもっと分かりやすく説明していただかないと分からないですね。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。土地開発公社につきましては、3月に予算のための理事会を開催させていただきました。また、5月に26年度の決算の理事会をさせていただいて、今回、2つの理事会の報告をさせていただいたわけでございます。

それで、この土地開発公社というのは、市の土地利用計画のすべてを土地開発公社が担っておるわけではございません。市は、市長の命を受けまして、鮎ノ瀬団地の分譲につきまして、現在計画を進めておるということでございますので、当初、水上部長が説明させていただきましたように、56区画をいかに処分するかというのが当面の開発公社の仕事だというふうに思っています。

これを受けまして27年度予算につきましては、その時点では26年度1区画もまだ売れていなかったという現状を受けまして、27年度、2区画をなんとか売りたいということで、先ほど部長が説明申し上げましたように、宣伝の方法等につきまして、説明をさせていただきましたけれども、理事会の中ではそれについてのご質問等はございませんでした。

それから決算につきましては、理事の任期が2年ということでございまして、今回、何割の方かの理事がお代りになられたということで、土地開発公社の在り方につきましてご質問はございましたけれども、これらの中身についての具体的な質問はございませんでした。

私の方で提案させていただいた議案がそのとおり承認をされたということで、理事会を終了いたしております。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結し報告第3号を終わります。

◆日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（飛騨市税条例等の一部を改正する条例）について、を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、承認第3号についてご説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

改正理由でございますが、平成27年3月31日、地方税法の改正が公布されたことに伴います条例の改正でございます。

次ページをお願いいたします。専決第4号、専決処分書、飛騨市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方税法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専

決処分をする。

次ページをお願いいたします。飛騨市税条例等の一部を改正する条例の改正文につきましては1ページから7ページまでのおりでございます。その後、新旧対照表を載せております。最後に資料といたしまして、改正の要旨を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明につきまして税条例等の一部を改正する条例の要旨について説明をさせていただきますので、お願いいたします。

最初に改正の趣旨でございますが、理由で述べておりますので割愛させていただきます。

2つ目としまして、改正の内容でございます。

まず、1つ目でございますが、法人市民税関係について説明をいたします。

法人市民税の税額は、均等割額と法人税割額の合計でございます。均等割は、資本金などの額をひとつの基準といたしまして、税率区分に分けて課税されておりますが、平成27年4月1日にこの方式が改正になっております。

従来の資本金などの額に無償原資や資本準備金などの取り崩し額の減額および無償増資を加算することになりました。こうして算出されました資本金などの額と資本金プラス資本準備金を比較いたしまして、高い金額を税率区分の基準として採用し、課税するというので、どちらかという法人税割のアップというふうになってきます。

続きまして、2つ目でございますけれども個人市県民税関係についてでございますが、1点目でございます。住宅借入金等特別控除。通常は、住宅ローン控除と申しておりますけれども、この適用期限の延長がなされたものでございます。

住宅ローン控除とは、住宅を購入する方が銀行などから住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に適用されるもので、住宅取得者の金銭的負担軽減を目的とした制度です。平成29年12月31日までのものでございましたけれども今回、平成31年6月の30日までに延期されたものでございます。

飛騨市では、この制度を活用された昨年度の実績でございますけれども、平成26年では、285件。金額にいたしますと、1,246万6,374円の負担軽減となっております。

続きまして、ふるさと納税の拡充についてでございますけれども、確定申告不要な、給与所得者が、ふるさと納税を行う場合、確定申告を行わず、寄付金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されたものでございます。

この「ふるさと納税ワンストップ特例」とは、平成27年の4月1日以降に寄付をされた方が寄付先の自治体、例えば、飛騨市へ寄付をされれば、飛騨市のほうへその申請をされれば、飛騨市がその寄付いただいた方の所在地の市町村へ税額の控除申請を代行するものでございます。そのことに伴いまして、税額控除は市民税でございますけれども控除を受けられるという制度でございます。

ただし、1人の方が5団体以上を超えて実際に寄付をされた場合にはこの制度は適用されないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の軽自動車税についてですが、1点目、税率の特例措置でございます。

これは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した車両で、一定の環境性能。例えば燃料基準でございます。これを有している3輪以上の軽自動車については、平成28年度に限り、税負担の軽減を図るというものでございます。

先ほども言いましたように、燃費基準とは、燃費性能に優れている環境負荷の小さな車両ということで、皆さんもご存知だと思いますけども、よく車両の後方フロントガラスに、例えば平成27年度燃費基準プラス何%というような記載されたシールが貼付されておるとは思いますが、これらの車が減税になるということです。

ちなみに、予想台数と減税額につきましては、年間、新車が今、100台程登録されておりますが、額にしますと50万円程度が減額となるというふうに予測しております。

2ページをお願いいたします。2点目の原動機付自転車に係る税率改正の延期についてですが、平成27年度から引き上げられることとされておりましたけども、この適用開始を1年間延期するというもので、飛騨市の予想台数と減税額につきましては、これ4月1日にもう発行しておりますけども、台数につきましては3,731台です。減税額につきましては、405万8,200円というふうになっております。

3ページをお願いいたします。4番目の資産税関係についてですけども、課税標準の特例措置につきましては、サービス付き高齢者向け住宅は、平成27年3月31日までに新築したものにつきましては、最初の5年間、固定資産税の額を3分の2減額するというものです。が、取得期限が平成29年3月31日までに延期されました。

飛騨市での該当施設は、平成27年度には1施設ございます。また、平成28年度には、さらに1施設が対象となる予定でございます。

続きまして、2点目でございますけども、地価の下落による評価額の修正対象期間の延長についてということでございますけども、土地の価格は、3年に1度見直しが行われます。今回、基準年度は、平成27年度に基準を見直しております。この後、平成28年度、平成29年は原則として、基準年度の価格を据え置くというふうにされておりますが、ただし、平成28年度と平成29年度において、地価の下落傾向がみられる場合には、評価額を修正することができるという特例措置が延期されたものでございます。

続きまして3点目でございますけども、宅地、商業地等に対する課税標準額の負担調整措置対象期間の延長についてでございますけども、平成6年度からの評価替えからこれまでは公示価格の20～30%で土地が評価されておりましたけども、土地の固定資産税評価額が宅地では、公示価格の70%水準を一期に引き上げられました。

このことに伴いまして、全国平均で一挙に約3・5倍に評価額が引き上げられました。このまま行きますと、税額も当然、3・5倍になるということから平成5年度の土地評

価等を基準といたしまして、平成6年の価格と乖離程度に対応しまして、毎年、前年度に対しまして5%を上限として徐々に引き上げし、税負担を急激に増やさない方針をとるといことが、今ほどいいますように負担調整措置といひます。

今回の改正は、この負担調整措置を平成26年度まででございましたけども、これを更に3年間延長しまして、平成29年度までに延長するというものでございます。

飛騨市の負担調整の進捗率は、現在、宅地用地では96%、宅地用以外の宅地では92%となっております。

4番目としまして、農地に対する課税標準額の負担調整措置の対象期間の延長につきましても、趣旨は、宅地商業地等に対する課税標準額の負担調整措置と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

ちなみに、飛騨市の農地に対します負担調整の進捗率は、現在100%ということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、少し戻っていただきまして、改正する条例文の6ページにあります附則をご覧ください。

附則の施行期日でございますけども、第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中、飛騨市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、平成27年3月31日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（森下真次）

大きく3点について説明がありましたけども、何のための改正か分りづらかったので、そこんところ、端的にお願いしたいと思ひます。

例えば2の（2）の市民税の関係ですけども、こういうことを促したいためだとか、そういったところがはっきり分かりませんでしたので、そういったところを今言いましたように端的に説明をお願いいたします。

□総務部長（小倉孝文）

今回の改正はどちらかと言うと、納税者の軽減負担ということが主な改正理由になっておるものでございます。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありますか。

○10番（森下真次）

納税者の負担を軽くするというのは分かりますけども、それぞれに何のためにかというところを。今、言われましたのは、全体としてだと思ひんですが、それぞれについて

お願いいたします。

□総務部長（小倉孝文）

それぞれと言うとひとつずつに行きますけども、市民税の関係の法人税につきましては、どちらかという負担割合は高くなってきます。会社に対しましては。

それと、住宅ローンにつきましては、国も住宅の建設を進めるということで住宅ローンの控除を更に延期するということで、先ほども言いましたようにこれは、借入者の負担が小さくなるというものでございます。

それと、軽自動車税の税率の特例でございますけども、このことにつきましては、今、環境性能のいい車に更新していただければ減税しますという環境に配慮されたものでございます。

続きまして、原動機付き自転車及び3輪車以上に係る税率につきましては、1年間、税率を上げることを先送りしたということで、これもどちらかという納税者有利ということで、このことにつきましては、いろいろな考えがあると思っておりますけども、1年早かったということでの延期でございます。

それから、サービス付き高齢者向け住宅につきましては、こういう施設を進めるうえで、期間を延期したということで、このような施設をもっと造って欲しいという国の政策だというふうに考えております。このことをみまして、固定資産税を減額することになりまして、今言いましたように、国の方ではこういう施設を造って欲しいというふうに考えております。

それから土地の下落につきましては、これにつきましても、飛騨市も過去3年間でございますけども、平成24年度から平成26年までの3年間につきましては、飛騨市につきましては古川町の金森でございますけども、下落が19・6%というふうに下落になっております。

これを下落修正しないということになりますと、当初のままの評価額で行くということで、これも土地所有者に対しまして減税の方法だというふうに考えております。

それから、負担調整措置でございますけども、これは評価額が上がっておりますけども、今までの評価が低いということで、評価額を上げるべきなんですけども、いっぺんに上げますと、土地所有者の負担が増えるということで、先ほども言いましたように、最高5%までということで、段階的に増やすということで、土地所有者の税額の負担の軽減というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はありませんか。

○17番（籠山恵美子）

専決処分なので、やりますということなんですけれども、大事なのは市民に分かりやく説明がこれからどう行くかっていうことだと思わんですけれども、そういう意味で市民の代表である議会で、分かり易く説明してもらうことはまず、第1かなと思っております。

私だけの聞き違いでしょうか。先ほど聞いていましたら、特に私があれと思ったのは、(4)の資産税関係の改正の平成29年度までというのを部長は27年度、その後の③も27年度①の取得期間が29年を27年度っていったような気がしますし、②を、29年度までっていうのを27年度っていうふうに説明したように聞こえましたので、そのあたりは議事録で確認してもらえればいいと思いますけども。

市長に伺います。要するにこのいろいろ負担増の税改正があるんですけども、それを今、この時期になって専決で、こういうふうに全体的には負担軽減を図るということで、それはそれで結構ですけども、これは、国からの指示で専決でやるんだぞ。ということなのか、市の政策によってやはり、これは大変だから、なんとしてでも軽減しましょうということ、専決でやらしてもらいましょう。ということなのか。それは本当に市民に分かり易く説明してもらわないと。

私は、別に職員の経験のある議員ではありませんので、一般市民の代表ですので、分かり易く説明してもらわないと、賛成・反対の判断ができません。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきたいと思います。税というのは、課税基準日というのが決められております。固定資産税だと1月1日とか、それ以外の税ですと4月1日とかということが決められております。

今回、専決をさせていただいたのは、4月1日に飛騨市の税条例を改正しないと今後の課税に影響する。今日とか、6月定例会ではできないということでございます。

それから、これ、3月に提案できなかったのは何故かと言いますと、国の税制改正ができていないということでございますので、飛騨市の税につきましては基本的に、国の税制改正に伴います改正ということでございます。

例えば、1番の法人市民税関係。これは課税強化になる訳ですが、会社の場合に均等割というのがございます。これは、会社の規模によって均等割りが高くなるわけなんですけど、この中で、これまで資本金だけで賦課をさせていただいたものに準備金というものが入ります。準備金というのはどういうものかと申しますと、これまで会社が利益を貯めてきたものが、準備金という形で利益剰余金相当分でございますが、そうした蓄積があるところにつきましては、資本金以上に均等割をいただきますよ。というようなことで、改正をさせていただくものでございますし、住宅関係等のことにつきましては、これは、国が住宅の改正と言いますか、住宅の持ち家制度を普及したいということで設けられたものにつきまして、引き続きやりたいということ。ふるさと納税につきましては、マスコミ等で報道されていますように、拡充をしたいということでございます。

また、軽自動車税につきましても、国の審議の中でいろいろあったわけでございますが、軽自動車を課税強化する代わりに、エコカーと言いますか、環境負荷の低い車につきましては、軽減をするというような形の中で、この附則につきましては、1度に課税強化をするわけではなくて3ケ年に渡りまして継続的にするというところで、今回、提案

をさせていただいたものでございます。

こうしたものも含めまして、最初に申し上げましたように、基準日というのが定められておりますので、専決をさせていただいて今回報告させていただくという手順になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

そうしますとね、上がるものあり、下がるものがあり、それが一括で出てきているということですよね専決で。

それぞれの議員の判断でしょうけれども、法人市民税の関係は私は、累進課税なんだからある程度、利益の上がったものはそれに伴って税金を上げますよということなのかなど。私は、理解できますけど、人によっては違うと思いますけど。

その後の個人市民税の問題とか、ふるさと納税の拡充っていうことですが、これも「ワンストップ特例」なんていう言葉がよう分かりにくいですよ。

ワンストップ行政、ワンストップ行政って言ったって、なかなかそうすることができないっていうのが、例えば飛騨市なんかの事例でもこれまでありますけれども、こういうのなんかは、具体的に市民にどう説明して理解をしてもらうのか。

軽自動車税に関してもエコカーを買えば安くなりますよって言うけれども、エコカーは割高な車になりますよ。そのあたりの説明をこれから市民にどう説明して行こうとしてるのかね。専決ですからね。どんなふうな説明の準備をしているのか、そのあたりを政策的な問題として聞きたいです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ふるさと納税の「ワンストップ特例」というのは、国の方でこのような説明をされておるといふふうに思っておりますが、ふるさと納税をされた方に、手続きがこれまで煩雑だというようなご指摘がありまして、ふるさと納税をされないという方があるということの中で、手続きの簡便化、簡素化が行われたというふうに理解をいたしております。

具体的には、十分、承知していませんが、そういうことを「ワンストップ特例」というような形の中で説明をしてあるというふうに思っています。

それで、こうしたことも含めまして今回、こういう形で出ささせていただきましたので、市民の方につきましては、広報等を用いまして丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結いたします。お諮りをいたします。ただ今、議題となっております承認第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎議長（葛谷寛徳）

これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◆日程第6 議案第80号 財産の取得について（スクールバス）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、議案第80号、財産の取得について（スクールバス）、を議題といたします。説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは失礼いたします。議案第80号、次のとおり財産を取得する。1、財産の種類及び数量、スクールバス2台。2、取得の目的、車両の更新。取得金額、2台分、金2,442万9,600円。取得先、飛騨市古川町栄二丁目1番6号、有限会社清水自動車整備工場、代表取締役清水和昌でございます。

購入の概要でございますが、スクールバスの更新、購入計画がございます。それによりまして、今回、古川中学校の古川・月ヶ瀬線。古川から月ヶ瀬の地区、こちらのスクールバス。そして、神岡小学校、こちらの神岡麻生野から神岡小学校。この間を運用しておりますスクールバス2台を購入したものでございます。

古川中学校のスクールバスにつきましては、平成13年取得いたしまして、走行距離で40万キロ。神岡小学校スクールバスにつきましては、平成10年購入ということで、走行距離が26万5,000キロほど走っております。それぞれ、フレームの錆、スプリング、アブゾーバー、そちらのほうの劣化が激しいということで、今回購入をしたものでございます。

入札につきましては、平成27年の5月7日に実施いたしました。仮契約も同日、

5月7日でございます。

議会議決後、車体納入期限は、本年27年11月30日を予定しております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（谷口充希子）

お尋ねします。このスクールバス2台は、同一車種のものを2台ということでございましょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

同一車種で、45人乗りでございます。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第80号については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

- ◆日程第7 議案第81号 住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修（建築）工事の請負契約の締結について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第7、議案第81号、住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修工事の請負契約の締結について、を議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

よろしくお願ひいたします。議案第81号についてご説明いたします。

市は、工事の請負契約を次のとおり締結する。契約の目的、住宅・建築物安全ストック形成事業神岡振興事務所耐震補強・内部改修（建築）工事でございます。2、契約の方法、指名競争入札、契約の金額ですが、2億2,550万4,000円でございます。契約の相手方、飛騨市神岡町釜崎825番地1、株式会社奥野工務店、代表取締役奥野拓郎。工事の場所ですが、飛騨市神岡町東町地内。工事の概要ですが、耐震補強工事及び図書館等内部改修工事一式でございます。

入札につきましては、5月1日に開札が行われまして、仮契約を5月8日に契約しております。落札率につきましては、98・49%でございました。以上です。よろしくお願ひいたします。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

8番、菅沼明彦君。

○8番（菅沼明彦）

この指名競争入札の各業者のお名前をちょっと分かれば教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

建築工事への入札参加者ということで、ご説明いたします。奥野工務店さん、株式会社洞口、有限会社永山建設、坂本土木株式会社、株式会社柳組、（業）高登建設、（業）H・C建設、古川製材株式会社、以上でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

他に質疑はございませんか。

（「なし」との声あり。）

○5番（野村勝憲）

今回は、外装の耐震工事とそれから図書館等内部となっておりますが、もう少し具体的に内部のことについてお示してください。

◎議長（葛谷寛徳）

説明を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

前回の全協で工事計画について、工法についてご説明いたしましたが、1階を事務所機能等を活かしながら工事を2階から4階のほうを先行して行います。そちらのほうは改修済み次第、1階の事務所機能が2階、3階のほうに上がります。それから1階フロアのほうの内部改修等を行いまして、図書館の機能として行います。完成目標として12月末を予定しております。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第81号については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

これで自由討議を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め討論を終結します。これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。それでは本日の会議を閉じ、平成27年第3回飛騨市議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後2時36分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（3番） 田中 清安

飛騨市議会議員（4番） 洞口 和彦